

ふじのくに景観形成計画の評価方法について

(要旨)

本県の景観施策について有識者から意見・提言をいただく静岡県景観懇話会（以下「懇話会」という。）において、「ふじのくに景観形成計画」の評価方法に関して意見・提言があったので、以下の内容のとおり見直しを実施した。

(内容)

1 懇話会での主な意見・提言

(1) 外部評価の実施

これまで以上に詳細な評価を外部専門家に丁寧に見てもらうこと。

(2) 評価内容の充実

取組の成果として生まれた景観の質や新たな課題、それらへの対応も評価すること。

中間年、最終年といった節目には、景観がどのように良くなったのか、どのような制度ができたかについても評価する仕組みを検討すること。

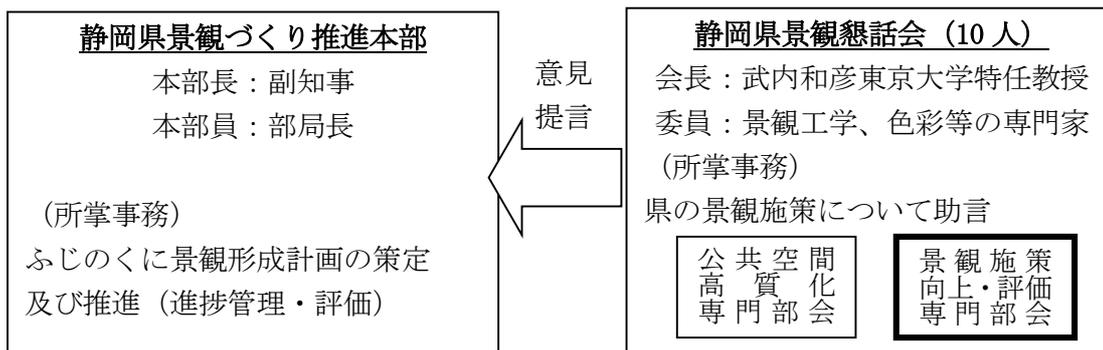
(3) 評価視点の明示

評価の視点を取組内容毎にあらかじめ明示すること。

2 新たな評価方法（次ページ以降参照）

(1) 外部評価の実施体制について

懇話会の専門部会として「景観施策向上・評価専門部会」を設置した。
部会の委員は、懇話会委員（10人）の中から選任（5人程度）する。



(2) 評価内容の充実及び評価視点の明示について

上記専門部会で（計4回開催）、評価方法について意見・提言をいただいたとき、見直しを実施した。

見直し結果を踏まえ、今年度実施する令和元年度の取組評価から、有識者による外部評価（コメント）、進捗状況に加え成果の達成状況を評価する等を新たに加える。

静岡県景観懇話会 景観施策向上・評価専門部会の審議経緯

1. 検討組織の設置

令和2年4月1日より静岡県景観懇話会の専門部会として、景観施策向上・評価専門部会を設置した（ふじのくに景観推進本部員には、令和2年3月24日付け都景第359号「静岡県景観懇話会設置要綱の改正について」により通知）。

部会員は、静岡県景観懇話会委員である伊藤光造氏を部会長に、景観工学や教育、観光等の総勢5名の専門家で構成する。

静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会員

氏名	職名	専門分野
(部会長) 伊藤 光造	特定非営利活動法人くらしまち継承機構 理事長	地域コミュニティ
浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授	植物生態学
天野 光一	日本大学理工学部 教授	景観工学
渡邊 靖乃	静岡県教育委員	教育
Tony Everitt	Tourism Shizuoka Japan 戦略アドバイザー	観光・広報

2. 部会における審議経緯

景観施策向上・評価専門部会は、「ふじのくに景観形成計画に位置付けた施策の評価及び効果的・効率的な実施について助言、指導を行い、良い景観を形成する意識・行動力の向上に寄与する」を職務とする専門部会である。

令和2年度は、これまでの行動計画評価方法を見直し検討を行うことを目的として、全4回部会を開催して、新たな評価方法を再構築するとともに、令和元年度に実施した取組評価を実施した。

開催日時		議題
第1回	令和2年7月31日（金） 15時～17時	・これまでの評価方法における問題点 ・新たな評価方法の検討方針
第2回	令和2年9月4日（金） 15時～17時	・新たな評価方法の検討（案） ・進捗評価報告書の新様式検討
第3回	令和2年10月30日（金） 13時～15時	・新様式に基づく個票（案） ・各事業・取組の評価担当委員の選定
個票で進捗管理を行う28の事業・取組を所轄する担当課に対し、昨年度実績成果を新たな評価方法に基づいた新様式での作成を依頼		
第4回	令和2年12月1日（火） 10時～12時	・個票の事業・取組の個別評価（意見交換） ・令和元年度の進捗評価に関する講評

3. 部会における審議内容

(1) 現行計画（平成30年～令和元年度）の評価方法の問題点

- ・ 担当課による自己評価では、対外的にどの状態なのか把握しきれない部分もあるため、外部の専門家に丁寧に見てもらふ必要がある。
- ・ 取組を実施した結果、どのような成果が発現しているか把握できるよう評価内容を充実させる必要がある。
- ・ 評価の視点が示されていないため、取組ごとに評価にばらつきがあるため、あらかじめ各取組の評価視点を明示する必要がある。

(2) 新たな評価方法

《①各専門分野の有識者による外部評価》

- ・ 昨年度の取組状況を総括的に確認して、講評を実施する（別表1）。
- ・ 個票で進捗状況を管理する景観形成を主とした28の事業・取組について、担当課が記載した実績や自己評価に対し、事業・取組ごとに有識者による個別評価や施策向上に向けた助言コメントを付す（別表2）。

《②達成目標を明示して、目標に対する実績を比較》（別表2）

- ・ 28の事業・取組について、行動計画の対象期間である5か年における達成目標を明示するとともに、年度ごとの「取組」や「成果」における目標を一覧表で可視化する。
- ・ 年度ごとの実績は、取組及び成果の観点から整理を行い、目標に対して実績が容易に比較できる構成とする。

《③取組の進捗状況に加え、成果発現状況の把握》（別表2）

- ・ 28の事業・取組について、これまでの進捗状況を4段階で評価することに加え、取組を実施することで期待できる成果を3段階による評価を新たに追加する。これは、取組の進捗状況に加え成果の発現状況を把握することで、取組が適切に期待する成果に繋がっているか否かを確認するとともに、要因分析等を行うことで、適切なタイミングでの取組改善が期待できる。

《④景観の質の向上の評価》

- ・ 景観の質に関する変化は、一定の期間を要することから、ふじのくに景観形成計画対象期間である10年の中間年（5年目、令和3年度）及び最終年度（10年目、令和8年度）に評価を行う。
- ・ 毎年の進捗評価において、景観変化が現れたものについては、適宜、実績に記載する。

総括評価新旧比較表

新

旧

主要方策5 自立した持続性のある県民・事業者による景観形成を進める

行動計画	事業・取組名	評価項目	行動計画	事業・取組名	評価項目
(A)	25 景観形成活動の動機を高める普及啓発の推進	F35	(B)	54 総合的な学習の時間等とおとした実践	F45
(A)	26 景観形成を担う人材の発掘・育成	F36	(B)	55 「地域学」推進事業	F45
(A)	27 景観形成を支える財源の確保・支援	F37	(B)	56 しずおかアダプト・ロード・プログラム	F45
(B)	44 農村の魅力アップコンテストの実施	F45	(B)	57 リバーランドマップ	F45
(B)	47 「花の都しずおか」づくりの推進	F45	(B)	58 しずおかロードサポーター	F46
(B)	48 緑化優良工場等表彰の推進	F45	(B)	59 一社一村しずおか運動ふじのくに美農里プロジェクト	F46
(B)	49 調査研究成果等を踏まえた情報提供	F45	(B)	60 道路協働体制度の活用	F46
(B)	50 「水の都しずおか」の推進	F45	(B)	61 日本風景街道の取組促進	F46
(B)	51 県産材利用促進	F45	(B)	62 河川海岸愛護団体等活動事業(補助金)	F46
(B)	52 文化財クロスアップ	F45	(B)	63 沼津港みなとまちづくり推進計画への取組	F46

【主な成果】

- 県民、事業者による自発的な景観形成の実施及び行政が行う景観形成への理解・協力を繋げるため、静岡県景観賞の表彰式とあわせて、景観形成に取り組む人々が一堂に会し、その活動や成果等を発表する場を設けました。その結果、発表者と聴講者の意見交換や交流の場となり、魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図ることができました。



- 県民、事業者による自発的な景観形成において、中心的な役割を担っている人材の発掘・育成を行うため、令和元年度から県内2校の小学校を研究指定校の指定を行い、景観学習を実施しました。取組結果はホームページ等で広報を行い、県内の小学校への取組普及を目指します。



主要方策6 景観形成をマネジメントする

行動計画	事業・取組名	評価項目	行動計画	事業・取組名	評価項目
(A)	28 景観形成推進コーディネーターの養成	F38	(A)	29 多面的なモニタリングの実施	F39

【主な成果】

- 県や市町の景観行政に携わる実務者を対象とした研修会や現場見学等を開催し、約430名の参加者がありました。研修開催後に行ったアンケートでは、受講者の約9割が今後の業務に役立つ内容であったと回答しており、実務に直結する知識習得を図ることができました。
- 静岡県懇話会では、全国的にも注目されている大規模太陽光発電設備の適正導入に向けた取組を議題とし、太陽光発電設備やその他の再生可能エネルギーを使いながら地域づくりについてさらに検討すること等の大所高所からの提言をいただきました。

(3) 今後の対応

本計画に掲げた景観形成の目指す姿「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向け、今回の評価で得られた結果を踏まえ、景観形成を推進していきます。推進に当たっては、県民、事業者、市町等の多様な主体と今後も連携・協働して取り組みます。

特に、今年度から実施した新たな評価方法は、これまでの行政内部の評価に加え、外部委員による評価コメントを頂いています。これらは、景観施策の向上に向けたアドバイスとして、今後の取組に活かしていきます。また、景観の質については、その変化を捉えるにはある程度の時間を必要とすることから、行動計画の計画期間(平成29年度から令和3年度)である5年間を区切りで評価を行い、その結果を次期行動計画に反映していきます。

引き続き、静岡県景観づくり推進本部のマネジメントのもと、各部署は、主体的に景観形成に取り組めます。なお、今回の評価結果は、県ホームページに公開するなど、県民に対して積極的に広報していきます。

(4) 外部評価(静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会)による講評

これまでの当計画の進捗状況評価は、行政内部の作業であったが、景観懇話会景観施策向上・評価専門部会を設置し、外部評価の視点を設けたことが評価できる。内部評価でも取組実績、進捗状況やその成果など、評価可能ではあるが、外部委員によって、より俯瞰的、多角的、専門的な視点からの評価を得ることが期待できるため、より客観的な評価が可能になったと考えられる。

主要方策1に関わる取組であるが、県という広がりを持つことを重視した方策であると考えられる。市町を越えた、市町間の連携を含めた広域の景観行政の基本方針の策定、更には各々の広域景観における主要な景観施策で得られた実績の、県土全体への展開などがこれに含まれる。第1の視点は、広域景観協議会の設立と行動計画の策定、第2の視点は、広域もしくは重点地域における、屋外広告物対策、無電柱化、景観伐採などで成果が上がっていると考えられる。今後は、さらに主要方策2、3、4で上がった成果を評価し、県土全体へ展開していくことを考えていくべきである。

主要方策2に関わる取組であるが、「ふじのくに色彩デザイン指針」を改定し、行政職員等への浸透を図ったこと、専門家によるデザイン検討機会を増加させたことは大いに評価できる。屋外広告物行政の推進を図るとともに、その際に民間活力導入を図ったことは、今後屋外広告物以外の景観行政に関しても応用が期待できる。

主要方策3に関わる取組は、市町の景観行政支援に関わる取組である。景観行政団体への移行支援といった景観行政の基本にかかわることから、個別案件への専門家の派遣など確実に実績を伸ばしていると考えられる。市町との信頼関係を更に厚くし、様々な連携を図っていくことが望ましい。

主要方策4に関わる取組は、まさに、ありとあらゆる機会、すなわち、どのような事業も景観と関わるという認識の元、県の各部署が一体となって行なう取組であると考えられる。今回の計画では、観光施策と「いななみ」整備において、一定の成果を上げているが、更に広汎な分野に拡大していくことが好ましい。

主要方策5に関わる取組は、景観行政を支える基盤とあって良い、意識啓発、人材育成や財源確保等に関わる取組である。それぞれモデル的取組が進められており、その部分では成果がみられるが、より広域な取組への展開が求められる。景観行政の基盤を充実する方策であるため、その効果のはかり方が難しい。今後たゆまぬ努力が必要な取組と見て良い。

主要方策6に関わる取組は、景観施策全般の運営と客観性の担保に係る取組である。県職員、市町職員、県民などに対する、景観行政運営に対する理解の促進とその評価など、一定の成果を上げつつあるが、景観が社会的に重要視されるなか、これらの更なる深化が望まれる。

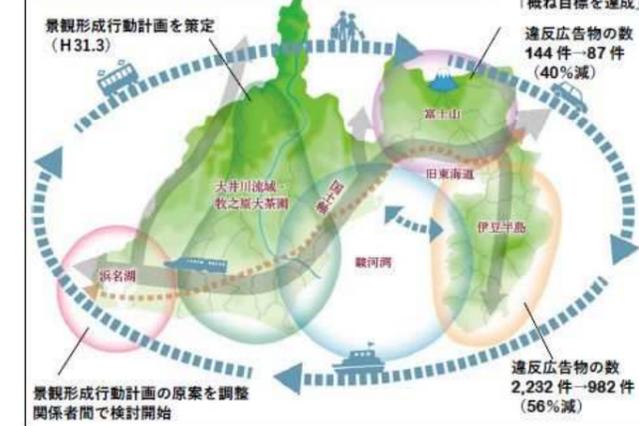
まもなく10年計画の半ばを過ぎ、計画の見直し等が行なわれるものと考えられるが、この評価を参照しつつ、静岡県の景観行政がますます推進することを願ってやまない。

① 各専門分野の有識者による外部評価

主な成果(平成30年度末現在)

- 景観行政団体となった市町数 25 (H28末) → 29
- 景観計画策定団体数 21 (H28末) → 25
- ふじのくに・色彩デザイン指針(第4版)策定
- 第11回静岡県景観賞 リニューアル開催
- 景観形成推進アドバイザー派遣件数 12市町12件
- 景観まちづくり学習の手引き(案)策定

景観形成行動計画
中期区分評価を実施
「概ね目標を達成」



(3) 今後の対応

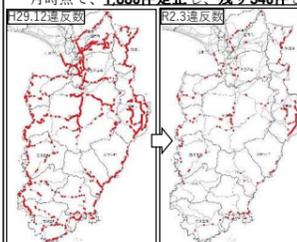
本計画に掲げた景観形成の目指す姿「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向け、今回の評価で得られた要因分析結果や改善点等を踏まえ、景観形成を推進していきます。推進に当たっては、県民、事業者、市町等の多様な主体と今後も連携・協働して取り組みます。

特に、東京2020オリンピック・パラリンピックをマイルストーンとして、伊豆半島及び自転車ロードレースコース沿線等で取り組んでいる違反広告物対策等については、県と市が一体となって徹底した是正指導に取り組んでいます。さらに、その成果を生かし、取組を全市町に広げていきます。

また、静岡県景観づくり推進本部のマネジメントのもと、引き続き、各部署は、主体的に景観形成に取り組めます。

なお、今回の評価結果は、県ホームページに公開するなど、県民に対して積極的に広報していきます。

評価個票新旧比較表

新	旧																																																																																																																							
<p>① 各専門分野の有識者による外部評価</p> <p>主要方針 広域景観形成をさらに加速させる 伊豆半島</p> <p>事業・取組名 09 伊豆半島における屋外広告物対策【規制誘導・普及啓発】 担当課 交通基盤部 景観まちづくり課</p> <p>達成目標 伊豆半島景観形成行動計画に基づき、県と市町等が連携して違反屋外広告物の是正指導を行い、東京五輪までに景観への影響が特に大きい「野立て広告物」の違反をゼロにすることを旨とし、美しい伊豆半島を築く「沿道景観づくり」を推進する。</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> <tr> <td>取組</td> <td>現状調査 県条例改正</td> <td>違反野立て広告物の是正指導 市町別の進捗状況を随時公表</td> <td>違反野立て広告物の是正指導 違反自家広告物の是正指導</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>成果</td> <td>違反広告物の件数 (是正率) [実績]</td> <td>2,232 (0%)</td> <td>→</td> <td>0 (100%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>景観の質</td> <td>美しい伊豆半島を築く 「沿道景観づくり」</td> <td>※調査開始時 [982(56%)]</td> <td>[346(85%)]</td> <td>※違反自家広告物対策も実施</td> <td></td> </tr> </table> <p>令和元年度の取組実績・成果</p> <p>＜取組実績＞ ・東京五輪の本県開催を契機として、伊豆半島では、平成29年度に県屋外広告物条例の普通規制地域を特別規制地域に変更等をして、原則として幹線道路沿いでは広告物を設置できない規制強化を図り、違反広告物対策を開始し、県と市町が連携体制を構築して、是正指導に取り組んでいる。 ・広域景観協議会を通じて、県と市町が連携体制を構築して取り組んだ結果、各市の主体的な取組を後押しし、景観改善等の成果を上げることができた。 ・各市及び土木ごとの進捗状況を4半期ごとに公表することで、担当者のインセンティブとすることができた。</p> <p>＜成果＞ ・幹線道路沿いの違反広告物について、平成29年12月時点で、2,232件あった違反広告物について、令和2年3月時点で、1,886件を是正し、残り346件となった。是正率は約85%である。</p>   <p>【是正前】 【是正後】 ■主要幹線道路の是正状況（伊豆市：県道伊東西伊豆線）</p> <table border="1"> <tr> <th>評価</th> <th>要因分析・改善点</th> </tr> <tr> <td>進捗状況 A</td> <td>目標成果 O</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 是正指導に向けて、県と市町で連携体制を構築することで各市の主体的な取組を後押しするとともに、定期的な進捗管理の公表により、担当者のインセンティブとすることができた。 是正率は、令和元年度末時点で、85%（残り346件）であり、東京五輪までに違反広告物をなくす目標に対して、着実に成果を上げている。 </td> </tr> </table> <p>今後の予定</p> <p>□R1完了 ■継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 残る違反広告は困難案件が多いが、文書指導等の確実な手段で指導することにより、是正を進めていく。 是正された地域に新たに違反広告物が設置されないよう、景観への意識向上、理解促進を図っていくことが必要であり、これまでの取組成果を広く県民等へ周知し、意識啓発・理解促進を図っていく。 <p>静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）</p> <p>令和元年度までは、予定されていた2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、一定の成果を上げられたが、次年度は延期された大会に向けての取組が継続されていくものと思われる。伊豆半島における、市町との連携、民間活力の導入など、違反広告物の是正に関する取組をまとめ、その長所、見直すべき点を整理して、全県における取組へと展開していくことが重要であると考えられる。</p>	項目	H29	H30	R1	R2	R3	取組	現状調査 県条例改正	違反野立て広告物の是正指導 市町別の進捗状況を随時公表	違反野立て広告物の是正指導 違反自家広告物の是正指導			成果	違反広告物の件数 (是正率) [実績]	2,232 (0%)	→	0 (100%)		景観の質	美しい伊豆半島を築く 「沿道景観づくり」	※調査開始時 [982(56%)]	[346(85%)]	※違反自家広告物対策も実施		評価	要因分析・改善点	進捗状況 A	目標成果 O		<ul style="list-style-type: none"> 是正指導に向けて、県と市町で連携体制を構築することで各市の主体的な取組を後押しするとともに、定期的な進捗管理の公表により、担当者のインセンティブとすることができた。 是正率は、令和元年度末時点で、85%（残り346件）であり、東京五輪までに違反広告物をなくす目標に対して、着実に成果を上げている。 	<p>② 達成目標の明示（年度ごとの取組・成果、景観の質）</p> <p>行動計画（A）事業個票</p> <table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>9、14</td> </tr> <tr> <td>事業・取組名</td> <td>伊豆半島における屋外広告物対策</td> </tr> <tr> <td>主要方針</td> <td>広域景観形成をさらに加速させる 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する</td> </tr> <tr> <td>方針の展開</td> <td>伊豆半島 屋外広告物の適正な規制・誘導</td> </tr> <tr> <td>取組項目</td> <td> <input type="checkbox"/>基本方針 <input type="checkbox"/>研究・検討 <input checked="" type="checkbox"/>規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/>普及・啓発 <input type="checkbox"/>事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/>その他 </td> </tr> <tr> <td>部局名</td> <td>交通基盤部 担当課 景観まちづくり課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td>伊豆半島において、屋外広告物の設置を原則禁止とするとともに、違反広告物に対して徹底した是正指導を行う。県民や事業者の屋外広告物に対する意識を高めるため、優良な屋外広告物を顕彰する。</td> </tr> <tr> <td>景観形成に関する配慮事項、進め方</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の設置を原則禁止とする方針のもと、設置に係る規制を強化する。 東京五輪までに、景観への影響が特に大きい「野立て看板」（案内図板、一般広告）の違反をゼロにすることを旨とする。 東京五輪後、残る自家広告物等の対策を推進する。 伊豆半島景観協議会において、違反是正数の目標設定（数値）・進捗管理を行う。 進捗状況は、静岡県屋外広告物審議会（有識者会議）に報告する。 市町別の進捗状況を随時公表し、取組を促進する。 この取組を全県に広げ、良好な景観形成を推進する。 </td> </tr> <tr> <td>事業・取組のスケジュール</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">短期</th> <th rowspan="2">中期 (R4～R8)</th> <th rowspan="2">長期 (R9以降)</th> </tr> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制強化</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例改正</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存不適格広告物の撤去</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>違反屋外広告物の是正指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現況調査</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>違反広告物の是正指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外広告物の顕彰</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table> <p>③ 進捗状況＋「成果」の達成状況の評価</p> <table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>平成30年度の実績・成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○違反広告物に対する徹底した是正指導 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いの違反広告物について、平成29年12月時点で、2,232件あった違反広告物について、平成31年3月時点で、1,250件を是正し、残り982件となった。是正率は56.0%(1,250件/2,232件)であり、経過期間割合55.6%(15か月/27か月)を上回るペースである。 ○市の違反広告物の是正指導事務体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年に、7市合計で1人工だった体制を、平成30年には、4.5人工に体制を強化した（※実際の是正指導事務にかかる時間を考慮して人工数を算定）。 ○屋外広告物対策を全県に広げる取組 <ul style="list-style-type: none"> ・県内全市町において、高速道路のインターチェンジ周辺や景観形成上重要な箇所等を選定し、違反野立て看板の是正指導を始めた。  <p>【是正前（函南町）】 【是正後（函南町）】</p> <p>要因分析・改善点（成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市及び土木ごとの進捗状況を4半期ごとに公表することで、担当者のインセンティブとすることができた。 ・是正が進むにつれて、屋外広告物業者及び広告主の「屋外広告物の掲出自体」についての認識に変化が出た（規制地域かどうかの確認が増えた等）。 ・協議会ワーキンググループで、是正指導事務のノウハウ（うまくいった事例等）を共有することで、是正指導が遅れている市をバックアップする体制ができた。 ・是正指導が遅れている市に対して、景観まちづくり課から体制強化のトップセールスを行い、組織として強力に推進する体制を構築した。 ・残る違反広告は所有者不明などの困難案件が多く、WGで対応策について情報共有を図りながら推進していく。 <p>今後の予定</p> <p>() H30完了 (O) 継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反広告物の是正指導に引き続き取り組み、本年度末までに2,232件の違反広告物を0件にする。 	番号	9、14	事業・取組名	伊豆半島における屋外広告物対策	主要方針	広域景観形成をさらに加速させる 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する	方針の展開	伊豆半島 屋外広告物の適正な規制・誘導	取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究・検討 <input checked="" type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他	部局名	交通基盤部 担当課 景観まちづくり課	概要	伊豆半島において、屋外広告物の設置を原則禁止とするとともに、違反広告物に対して徹底した是正指導を行う。県民や事業者の屋外広告物に対する意識を高めるため、優良な屋外広告物を顕彰する。	景観形成に関する配慮事項、進め方	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の設置を原則禁止とする方針のもと、設置に係る規制を強化する。 東京五輪までに、景観への影響が特に大きい「野立て看板」（案内図板、一般広告）の違反をゼロにすることを旨とする。 東京五輪後、残る自家広告物等の対策を推進する。 伊豆半島景観協議会において、違反是正数の目標設定（数値）・進捗管理を行う。 進捗状況は、静岡県屋外広告物審議会（有識者会議）に報告する。 市町別の進捗状況を随時公表し、取組を促進する。 この取組を全県に広げ、良好な景観形成を推進する。 	事業・取組のスケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">短期</th> <th rowspan="2">中期 (R4～R8)</th> <th rowspan="2">長期 (R9以降)</th> </tr> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制強化</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例改正</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存不適格広告物の撤去</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>違反屋外広告物の是正指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現況調査</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>違反広告物の是正指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外広告物の顕彰</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	短期					中期 (R4～R8)	長期 (R9以降)	H29	H30	R1	R2	R3	規制強化								条例改正	■							既存不適格広告物の撤去		■						違反屋外広告物の是正指導								現況調査	■							違反広告物の是正指導								屋外広告物の顕彰								評価	A
項目	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																																																			
取組	現状調査 県条例改正	違反野立て広告物の是正指導 市町別の進捗状況を随時公表	違反野立て広告物の是正指導 違反自家広告物の是正指導																																																																																																																					
成果	違反広告物の件数 (是正率) [実績]	2,232 (0%)	→	0 (100%)																																																																																																																				
景観の質	美しい伊豆半島を築く 「沿道景観づくり」	※調査開始時 [982(56%)]	[346(85%)]	※違反自家広告物対策も実施																																																																																																																				
評価	要因分析・改善点																																																																																																																							
進捗状況 A	目標成果 O																																																																																																																							
	<ul style="list-style-type: none"> 是正指導に向けて、県と市町で連携体制を構築することで各市の主体的な取組を後押しするとともに、定期的な進捗管理の公表により、担当者のインセンティブとすることができた。 是正率は、令和元年度末時点で、85%（残り346件）であり、東京五輪までに違反広告物をなくす目標に対して、着実に成果を上げている。 																																																																																																																							
番号	9、14																																																																																																																							
事業・取組名	伊豆半島における屋外広告物対策																																																																																																																							
主要方針	広域景観形成をさらに加速させる 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する																																																																																																																							
方針の展開	伊豆半島 屋外広告物の適正な規制・誘導																																																																																																																							
取組項目	<input type="checkbox"/> 基本方針 <input type="checkbox"/> 研究・検討 <input checked="" type="checkbox"/> 規制・誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業における景観形成の推進 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																							
部局名	交通基盤部 担当課 景観まちづくり課																																																																																																																							
概要	伊豆半島において、屋外広告物の設置を原則禁止とするとともに、違反広告物に対して徹底した是正指導を行う。県民や事業者の屋外広告物に対する意識を高めるため、優良な屋外広告物を顕彰する。																																																																																																																							
景観形成に関する配慮事項、進め方	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の設置を原則禁止とする方針のもと、設置に係る規制を強化する。 東京五輪までに、景観への影響が特に大きい「野立て看板」（案内図板、一般広告）の違反をゼロにすることを旨とする。 東京五輪後、残る自家広告物等の対策を推進する。 伊豆半島景観協議会において、違反是正数の目標設定（数値）・進捗管理を行う。 進捗状況は、静岡県屋外広告物審議会（有識者会議）に報告する。 市町別の進捗状況を随時公表し、取組を促進する。 この取組を全県に広げ、良好な景観形成を推進する。 																																																																																																																							
事業・取組のスケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">短期</th> <th rowspan="2">中期 (R4～R8)</th> <th rowspan="2">長期 (R9以降)</th> </tr> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制強化</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例改正</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存不適格広告物の撤去</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>違反屋外広告物の是正指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現況調査</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>違反広告物の是正指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外広告物の顕彰</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	短期					中期 (R4～R8)	長期 (R9以降)	H29	H30	R1	R2	R3	規制強化								条例改正	■							既存不適格広告物の撤去		■						違反屋外広告物の是正指導								現況調査	■							違反広告物の是正指導								屋外広告物の顕彰																																																									
項目	短期					中期 (R4～R8)	長期 (R9以降)																																																																																																																	
	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																																																			
規制強化																																																																																																																								
条例改正	■																																																																																																																							
既存不適格広告物の撤去		■																																																																																																																						
違反屋外広告物の是正指導																																																																																																																								
現況調査	■																																																																																																																							
違反広告物の是正指導																																																																																																																								
屋外広告物の顕彰																																																																																																																								
評価	A																																																																																																																							